

令和 8 年 度

業 務 番 号 交火山老委 第 1 号

令和 8 年度県営機能強化・老朽化対策事業 測量設計業務委託

特 記 仕 様 書

十和田市 大字 奥瀬 字 仙ノ沢 地内

青森県上北農林水産事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「用地調査等業務共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 8 年 12 月 25 日

第 3 条 打ち合わせ等

本業務における打ち合わせは、当初、成果品納入時及び測量作業中とし、設計業務と合わせて 4 回とする。測量作業中の打ち合わせは、調査職員と協議のうえ、決定とする。

第 4 条 測量作業計画

本業務における測量作業計画書は、当初打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 5 条 資料の貸与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

.....
.....

第 6 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 7 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 測量作業条件

測量作業条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

本業務は、仙ノ沢地内の溪間において、昭和 48 年度に復旧治山事業で施工した鋼製堰堤工 1 基の老朽化対策を目的とした測量業務である。

検討及び受発注者双方の協議の結果、業務内容の変更又は追加等が必要であると認められた場合には、これらを設計変更の対象とする。

1 業務内容 別紙「業務数量表」のとおり

2 業務の留意点

(1) 業務に当たって使用した理論、公式、文献等は報告書に明示する。採用した工法、構造については明確にその根拠を示す。また、重要と思われる資料はコピーして添付する。

(2) 報告書の作成における様式等については、「測量・設計業務の標準化」(青森県農林水産部林政課)を参考とすること。

(3) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計背面及び報告書に記入すること。

(4) 工法を決定する場合は、工事費、施行性等を考慮し、比較計算を行い調査職員の承諾を得ること。

(5) 照査の際に使用したチェックリスト等は別様で提出すること。

(6) 現地の荒廃状況や主要測点等は、すべて設計図面に図示し、報告書には写真やネガ等を添付すること。

(7) 既設構造物の状況を十分に把握し、平面図に投影すること。

(8) 報告書の照査については、「設計業務報告書のチェックリスト」(青森県農林水産部林政課)を参考とし、照査書等を報告書へ添付すること。

3 中間報告 令和 8 年 9 月 30 日までに設計資料(設計見積を含む)を提出すること。

第 2 条 UAV等を用いた測量

1 本業務は、生産性の向上や現地作業の安全性の向上等が期待できる場合、受注者からの発議による 3 次元点群測量の実施が可能である。

2 3 次元点群測量の実施を希望する場合、業務成果の使用目的について調査職員と共有し、その目的に沿った手法及び仕様で実施しなければならない。

3 3 次元点群測量の実施に伴う実施内容、対象範囲及び費用については、受発注者間の協議により定

めるものとする。

- 4 受注者は、青森県県土整備部、国土交通省及び国土地理院等が定める各種基準に基づく電子成果品を納品する。
- 5 受注者は、3次元点群測量に係る測量機器の操作については、再委託できるものとし、再委託を行う場合には、測量業務共通仕様書第29条第3項の規定により、発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・最新版）に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。
- 7 受発注者間の協議により路線測量又は河川測量の測量成果が必要となった場合、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」（国土地理院・令和5年3月）に基づいて作成した「縦断面図データファイル」及び「横断面図データファイル」を納品するものとする。

第3条 BIM/CIMの活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第4条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第5条 支給材料

本業務における支給材料は次のとおりである。

1. 品 名.....
2. 数 量.....
3. 品 質・品 等.....
4. 規 格・性 能.....
5. 引 渡 場 所.....
6. 引 渡 時 期.....
7. 使用方法場所.....

第6条 そ の 他

- －1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。

- － 2) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 3) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 4) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。
なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 ＜整備企画課 HP＞

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

- 1. 報告書
 - (1) 電子媒体 (CD-ROM) 正副各.....1...部
 - (2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) 正副各.....1...部
- 2. その他
 - (1) 現地測量写真集 正副各.....1.....部 (報告書電子媒体に含む)

測量業務に関する提出種類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
指導調整課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
指導調整課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
指導調整課	管 理 技 術 者 変 更 通 知 書	変 更 の 都 度	1	10 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履 行 期 間 の 変 更 請 求 書	変 更 を 必 要 と す る と き	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	13 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)11 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	10 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	10 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	17 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	33 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	39 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	39 条

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 8 年 12 月 25 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、測量業務と合わせて4回とする。設計業務の主要な区切りは、調査職員と協議のうえ、決定する。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 設 計 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第1回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

.....
.....
.....

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

本業務は、仙ノ沢地内の溪間において、昭和 48 年度に復旧治山事業で施工した鋼製堰堤工 1 基の
老朽化対策を目的とした設計業務である。

検討及び受発注者双方の協議の結果、業務内容の変更又は追加等が必要であると認められた場合
には、これらを設計変更の対象とする。

1 業務内容 別紙「業務数量表」のとおり

2 業務の留意点

(1) 業務に当たって使用した理論、公式、文献等は報告書に明示する。採用した工法、構造につ
いては明確にその根拠を示す。また、重要と思われる資料はコピーして添付する。

(2) 報告書の作成における様式等については、「測量・設計業務の標準化」(青森県農林水産部林
政課)を参考とすること。

(3) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計背面及び報告書に記入すること。

(4) 工法を決定する場合は、工事費、施行性等を考慮し、比較計算を行い調査職員の承諾を得る
こと。

(5) 照査の際に使用したチェックリスト等は別様で提出すること。

(6) 現地の荒廃状況や主要測点等は、すべて設計図面に図示し、報告書には写真やネガ等を添付
すること。

(7) 既設構造物の状況を十分に把握し、平面図に投影すること。

(8) 報告書の照査については、「設計業務報告書のチェックリスト」(青森県農林水産部林政課)
を参考とし、照査書等を報告書へ添付すること。

3 中間報告 令和 8 年 9 月 3 0 日までに設計資料(設計見積を含む)を提出すること。

第2条 B I M / C I M の活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業における B I M / C I M 活用実施要領」に基づき、受注
者の希望により 3 次元モデルを活用できるものとする。

3 次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等

について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月 15 日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（青森県リサイクル製品認定制度）第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

<整備企画課 HP><https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることが出来る。

情報共有システム利用基準 <整備企画課HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

- (1) 電子媒体 (CD-ROM) 正副各.....1...部

(2) 紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む） 正副各.....1 部

2. その他

(1) 現地調査写真集 正副各.....1 部(報告書電子媒体に含む)

.....

.....

.....

.....

.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
指導調整課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
指導調整課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
指導調整課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
指導調整課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条